

中経論壇

委員長 貴俊
協会委員 伊藤
士会委員 伊藤
公認会計士 伊藤
日本公認会計士協会
東海支部 伊藤



2023年5月、新リース会計基準(案)が公表された

これまでのリース会計基準は、国際的な会計基準との間に乖離が認められる状況であったが、今回の改正により主要な相違は解消され、国際的な会計基準に基づいて作成された海外企業などの財務諸表との比較可能性が高まること期待されている。

新リース会計基準では、借手手の全てのリース資産について資産及び負債を計上し、「使用権資産」にかかわる減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上することが定められている。購入し、



PHOTO NEWS

JR東日本盛岡支社は11日、岩手、青森両県を走る2両編成の新しい観光列車「ひなび(陽旅)」をJR盛岡駅で報道陣に公開した。東北の自然を楽しむため大きな車窓の展望スペースを設けた。12月23日に団体臨時列車として東北線などでデビューさせ、その後の路線やダイヤは今後発表する。ディーゼルハイブリッド車両「リゾートあすなろ」を改造。車体には白地に赤のラインと、山や川、花吹雪を描いて豊かな自然を表現した。1号車には、家族や友人同士でくつろげるよう、4人掛けと2人掛けのボックス席が新たに設けられた。1、2号車の定員は計59人。全席指定。JR東の担当者は「美しい旅の景色の移ろいを楽しんでほしい。お客さまと地域の皆さまに愛される列車にしていきたい」と話した。

オピニオン

移動するため、2週間フィリピンにいたと言っても見た場所はコートなどである。

9月の後半がフィリピン出張で、月末に帰国した。マニラは雨季で、暑さは日本とほぼ変わらないが、計ったように降る毎日午後の豪雨と、それに伴う雷

移動するため、2週間フィリピンにいたと言っても見た場所はコートなどである。日によっては夕食の時間にも降雨が降ったが、雨宿りらしい現実を垣間見た。都市部雨宿りをしたことは滞在中に一

新リース会計基準の適用に備えて

き、借手は全てのリースについて資産及び負債を認識する。

▽借り手はリース期間を決定する際に、延長または解約のオプション期間を考慮する。

また、具体的な財務諸表へのインパクトとしては、今までのオペレーティング・リースとして処理していた取引に加え、新たにリースの定義を満たす取引も貸借対照表に計上されることから、総資産・総負債が大きく増加する可能性がある。これにより、主要な経営指標である自己資本比率や総資産利益率が低下することが見込まれる。

また、販売費及び一般管理費に計上されていた支払賃借料が減価償却費及び支払利息に振り替えられることから、営業利益及び営業キャッシュ・フローがプラスとなる(財務キャッシュ・フローはマイナスとなる)。

このような広範な影響を考慮すると、十分な準備期間を設けてリース契約書などを体系的に整理し、その管理台帳を整備することが肝要である。なぜなら、従来オペレーティング・リースだった契約は、必ずしもすべての契約書が本社でリスト化され、網羅的に管理されているとは限らず、支店や契約担当部署への依頼が必要になるケースがあり、契約情報の収集には相当程度の人工を要する可能性があるためである。

また、契約件数によってはExcelのみの管理では耐えきれず、システムを導入を検討するケースがある。具体的に収集した契約情報がないと根拠のある投資判断ができないため、システム導入には複数年がかりとなる点を考慮し、早期にシステムベンダーへコンタクトしておく点に留意が必要である。

想定される影響と対応準備のポイント

また、契約件数によってはExcelのみの管理では耐えきれず、システムを導入を検討するケースがある。具体的に収集した契約情報がないと根拠のある投資判断ができないため、システム導入には複数年がかりとなる点を考慮し、早期にシステムベンダーへコンタクトしておく点に留意が必要である。

オープンカレッジ

2015年に発覚した東芝の不正会計問題に関して、さまざまな訴訟が行われており、現在もそれぞれの関係者間で司法の場での争いが続いています。少し前の話となりますが、本年3月28日、会社及び株主(株主代表訴訟)が旧経営陣を訴えていた民事裁判の判決が東京地裁より出されました。その判決は旧経営陣5人に対して3億円の支

東芝不正会計事件で

異なる判断

「少ない」として会計基準違反には当たらないとしています。

一方で金融庁は2015年、本件に関して、東芝に対して有価証券虚偽記載(粉飾)として73億円の課徴金納付命令を行い、監査を担当していた新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に対しても21億円の課徴金納付命令、一部業務停止等の行政処分を

前田 篤 教授
愛知淑徳大学 経済学部 教授
ビジネス



また、あつし 監査論、会計実務。慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所(現PWC)あった有限責任監査法人)を経て現職。1959年生まれ。

司法に積極的な会計士の知見活用を

失引当金過少計上、②パソコン事業でのバイセル取引(有償支給取引)③テレビ事業での経費計上先送りであったのですが、東京地裁は、①に関してはその違法性を認めるも、②、③はいずれも違法性はないと結論付けています。②は、会社が将来買い戻すことが条件の部品をその支給時に利益計上する明らかな利益操作であり、不正となる会計基準違反ですが、判決では「少なくとも当時はあり得た会計処理」としています。また、③についても「前提となる事実を認める証拠が

行っています。つまり、今回の東京地裁の判決は、先般の金融庁の処分とまったく真逆の判断となっているのです。

なぜ、このようなことが起こってしまうのでしょうか。日本の司法では経済事件に関して公認会計士を利用しているという話をほとんど聞きません。金融庁の証券取引等監視委員会、経済警察では公認会計士を募集しているようですが、日本の法律家(弁護士、検察官、裁判官)も公認会計士を積極的に利用すればいいのではないのでしょうか。今こそ、第三者委員会などを設置して、会社の不正を調査、報告することが行われるようになりませんが、かかる経済事件では財務諸表を読み解くこと、いわゆる会計リテラシーは必須のスキルとなります。アメリカ、イギリスの司法では法廷会計(Forensic)という公認会計士の専門業務があり、司法の場でも大いに活躍しているとのこと。日本の司法も公認会計士を積極的に活用し、その知見を利用すべきものと考えます。

ちなみに上記判決に関しては、旧経営陣5人、東芝及び株主双方がその判決を不服として控訴しています。

それが広く実現していた。日本と比較してみると、歩行者よりも車を優先する社会で、道路に信号が少なく、歩道橋の必要性が高い。これを隣接する